

瀬戸市老人日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし老人等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

2 別表1の対象者に規定されている市民税非課税世帯については、毎年7月1日以降は当該年度の市町村民税の賦課状況を用い、それ以前は前年度の市町村民税の賦課状況とする。

(業者の選定)

第3条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるような経営規模、地理的条件、アフターサービス等を十分勘案のうえ決定するものとする。

(用具の給付の実施)

第4条 用具の給付の申請は、本人又はこの者の属する世帯の生計中心者から老人日常生活用具給付申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

2 市長は、用具の給付の申請があった場合は、本要綱に基づき、ねたきり老人等の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況等を踏まえ、必要と認めた場合は給付を決定し、必要と認められない場合は給付を却下するものとする。

3 用具の給付を決定した場合には、「日常生活用具給付決定通知書」（様式2）及び「日常生活用具交付券」（様式4）を、その申請を却下することを決定した場合には、「日常生活用具給付却下通知書」（様式3）をそれぞれ申請者に送付するものとする。

4 用具の給付を受けた者は、市長が決定した用具の種目の費用の1割を、用具の給付が完了した際に業者に支払うものとする。その金額について、市長は、対象者負担金として「日常生活用具給付決定通知書」（様式2）に示すものとする。

(費用の請求)

第5条 用具を納入した業者は、当該用具の費用の9割を市長に請求するものとする。ただし、円未満の金額は切捨てとする。

2 前項の請求をするときは、日常生活用具交付券を添付しなければならない。

3 用具を納入した業者は、当該用具の費用の1割を対象者に請求するものとする。ただし、円未満の金額は切上げとする。

(用具の管理)

第6条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、貸しつけ、または担保に供してはならないものとする。

(給付台帳の整備)

第7条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具給付等台帳」を整備する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表 1

日常生活用具給付種目等

種 目	対 象 者	性 能
電磁調理器	<u>市民税非課税世帯に属するおおむね70歳以上のひとり暮らし老人</u> （但し、認知症高齢者自立度がⅡより重度の人は不可）等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
火災警報器	<u>市民税非課税世帯に属するおおむね70歳以上のひとり暮らし老人</u> 、又は介護保険の要介護度4以上の認定を受けている者と70歳以上の2人世帯等	屋内の火災を煙により感知し、音で知らせるものであること。
自動消火器	<u>同 上</u>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。